

県議会と執行部における慣行見直しについて(執行部提案)

資料2-2

令和8年8月5日 第2次議会改革プロジェクトチーム会議(第4回)資料 総務部

項目	現状	見直し案
議会答弁後の挨拶	・本会議、予特・決特の答弁後、質問した議員に対して、課長等がお礼の挨拶を行っている。	・答弁後の質問議員へのお礼の挨拶は実施しない。 ※ただし、本会議での要望に関する趣旨確認等を制限するものではない。
常任・調査特別委員会の委員長互選時の挨拶	・常任・調査特別委員会の委員改選、新任正副委員長互選時に委員会室内で挨拶している。	・委員改選時の挨拶は廃止する。
委員会説明・発言時起立慣行	・執行部の発言は起立して行い、委員長から着座を促されるまで、着座しない。	・委員、執行部ともに着座のまま発言する。 (対象委員会:常任委員会、調査特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会)
当初予算会派勉強会での各部説明時の対応	・部長からの概要説明について、議員へのお礼の挨拶を述べた後、立ったまま説明を開始し、会派から着座を促されるまで、着座しない。	・部長のお礼の挨拶は行わず、説明・回答は座って行う。
議会への情報提供のあり方	・見方によっては、事前の「根回し」や「調整」ととられかねない行為があり、執行部と議会がなれ合い・忖度しているという県民からの厳しい指摘があっている。	・確定した事実について、公表と同時に情報提供を行う。
提出予定議案等事前説明	・会派内の役職や議長・副議長経験等を考慮し、提出予定議案等の公表前事前説明を行っている。	・県民から「調整(すり合わせ)を行っているのではないか」といった疑念を持たれないようにするため、今後は以下のとおりとする。 ➤議会の円滑な運営のため、議会運営の要となる議長、副議長、議会運営委員会委員長に対し、代表者会議前に資料を送付のうえ、積極的に説明する。 ➤代表者会議の場での議論に資するため、交渉会派の代表者(代表者会議の委員に当たる)に対し、議長等への説明後に資料を送付する。 ➤その他の議員に対し、公表と同時に、文書送付先一覧に登録しているアドレスへメールにて資料を送付する。質問がある場合は、会派で質問を取りまとめ、執行部に対し問い合わせる。
提出予定議案等事前説明の手法	・「資料をデータ送付したうえ、原則として、議会棟で説明」に見直されたが、タブレットの携行がなされずペーパーレスでの説明ができていない。 ・会派内の役職や議長経験等を考慮し、一部の議員のみに説明している。	・説明時には議員はタブレットの携行を徹底する。 ・情報提供後、会派から執行部に対し、議案等の説明や質疑応答を希望する場合は、会派ごとに集合しての説明・質疑応答に対応する。

項目	現状	見直し案
常任委員会・調査特別委員会委員への事前説明	・全委員に対し議題を事前に説明している。	・県民から「調整(すり合わせ)を行っているのではないか」といった疑念を持たれないようにするため、今後は以下のとおりとする。 ▶ 委員会の円滑な運営のため、正副委員長に対し、委員会前に行われる正副委員長勉強会にて事前説明を行う。 ▶ 委員会の場での議論に資するため、正副委員長への説明後、その他の委員に対し、文書送付先一覧に登録しているアドレスに対してメールにて資料を送付するとともに、質問があれば回答する。
常任委員会・調査特別委員会委員への事前説明の手法	・特に議会棟での説明時に、見直したはずのペーパーレスでの説明ができていない。	・説明時には議員はタブレットの携行を徹底する。
記者公表資料等の情報提供	・タブレットにデータ送付後、架電等により一報している。 ・文書送付先一覧に登録されていないアドレスへの送付を希望される場合はこれに応じている。	・資料送付は一斉送信とし、架電を不要とする。 ・メールの送信先は文書送付先一覧に登録しているアドレスに限定する。
議会棟における説明・情報提供等	・令和8年7月の見直しにより、事前アポ入りを原則としている。	・アポ入りの連絡先を明確化する。(議員ごとに、議員事務所、会派受付等アポ入れ連絡先を指定)
議会質問の趣旨確認	・議会棟に出向き、質問の趣旨確認等を行っている。	・議員の了承があれば、電話またはメールでのやり取り等、臨機応変な対応とする。
委員会管内・管外視察における視察先の選定	・決められた地域(都道府県)の中から執行部で視察先案を複数提示している。	・委員会において委員の協議により視察先を決定することとし、議会事務局がその活動をサポートする。
委員会管内・管外視察における執行部の随行	・管内・管外視察に執行部(主に部長、課長)が随行している。	・原則として執行部は随行しない。 ※執行部の同行が必要な場合は、文書による要請に基づき、執行部においてその必要性を検討のうえ、職位に関わらず要請内容に適切な職員を派遣する。
常任・調査特別委員会等懇親会	・おおむね4月(幹部人事異動)、1月(新年会)に常任・調査特別委員会委員長の主催で懇親会が開催されているが、事実上参加が義務的になっている。	・年度初めの1回のみとする。 ・費用の総額を明示した上で、均等に負担し、参加は任意とする。また、二次会は行わない。
執行部が事務局となっている議連の対応	・一部の議連において、執行部が事務局になっており、開催通知の送付、資料作成・印刷、会場設営、昼食の手配、会場へのアテンドを行っている。 ・現地視察においては、視察先との日程調整等を執行部が主体的に実施している。	・議連の外部事務局(執行部等)を廃止する。